旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　茨城県知事登録旅行業第二―四三五号

㈢　商号　有限会社碧ツーリスト

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社碧ツーリスト　土浦市大手町五丁目一六番地　取締役　越川　弘

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　土浦市大手町五丁目一六番地

㈥　旅行業登録年月日　平成九年十二月二日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年六月六日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年六月二十三日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

公示送達

武豊町武豊祠峯土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者たちの氏名及び住所が不明であるので同法第百三十三条第一項の規定に基づき、通知の内容を下記の通り公告する。

一　通知を受けるべき者の氏名及び住所

石川春吉外六名の内、石川春吉以外の外六名の氏名及び住所が不明

二　通知の内容

平成二十三年五月二十日付け

二三武祠峯組発第八号

土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分通知

㈠　従前の土地

知多郡武豊町字祠峯九五番二六―一

地目　山林

地積　一三八㎡

権利価額　五、五二〇、三三八円

㈡　換地処分後の土地

街区番号　七街区三画地

字祠峯三丁目六二

地目　雑種地

地積　八五・〇五㎡

権利価額　五、五二〇、三三八円

㈢　清算金　〇円

三　教示

㈠　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

㈡　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に武豊祠峯土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

㈢　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に武豊祠峯土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十三年六月二十三日

愛知県知多郡武豊町字長尾山二番地

武豊町武豊祠峯土地区画整理事業

施行者　武豊祠峯土地区画整理組合

理事長　石川　善治

武　豊　祠　峯

